生活排水処理事業料金改定について

改定日(案):令和7年4月1日

第2回運営委員会:令和6年9月26日

(宮川地域)

令和6年9月27日

(大台地域)

料金改定の理由

料金改定の理由

物価の高騰により、維持管理費が値上がりし、現在の料金体制では維持管理費を賄えていない状況であること。また、個人が維持管理する浄化槽の維持管理費と公共浄化槽の使用料とで、負担額の乖離が拡大しているため。

浄化槽(5人槽)1基当たりの年間使用料と 維持管理費の推移



改定金額(案)

下水道

現行料金	4,400円
改定金額	2,750円
改定後料金	7,150円
改定率	62.5%

浄化槽

現行料金	4,400円
改定金額	2,750円
ブロア電気代 返還額分	▲990円
改定後料金	6,160円
改定率	62.5%

- ※ 5人を超える場合は、1人増すごとに550円増加します。
 - ・浄化槽については、ブロア電気代返還額を差し引いた金額を 料金とする。

現行料金での財政予測

R10

R11

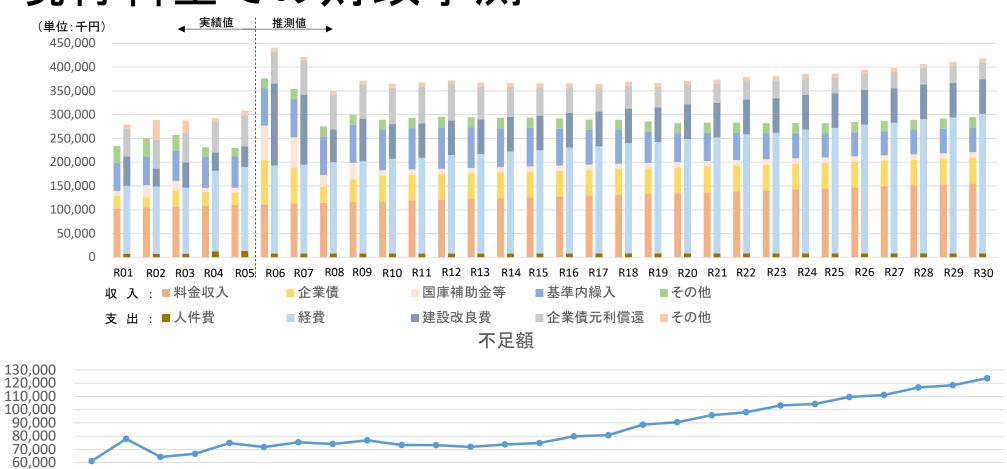
R12

R13

R14

R15

50,000



→ 不足額 | 61,114 | 77,987 | 64,231 | 66,654 | 74,856 | 71,726 | 75,398 | 74,129 | 76,834 | 73,289 | 73,227 | 71,936 | 73,758 | 74,769 | 79,894 | 80,701 | 88,745 | 90,565 | 95,878 | 98,090 | 103,233 | 104,300 | 109,594 | 111,162 | 116,834 | 118,524 | 123,735 |

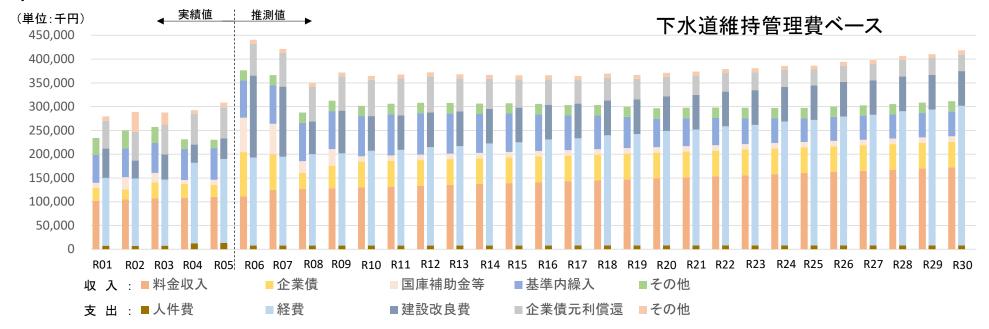
→ 不足額

R16

R17

R19

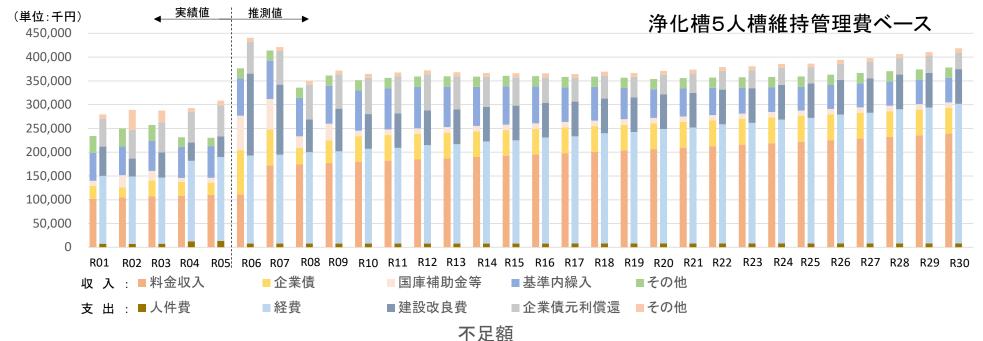
1,210円値上げした場合の財政予測

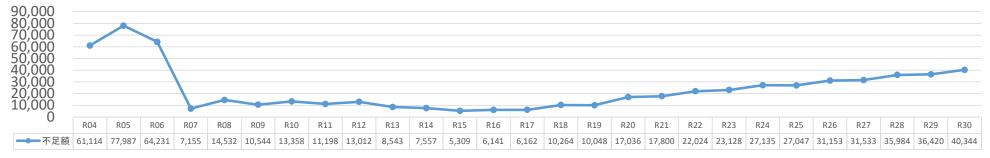


不足額

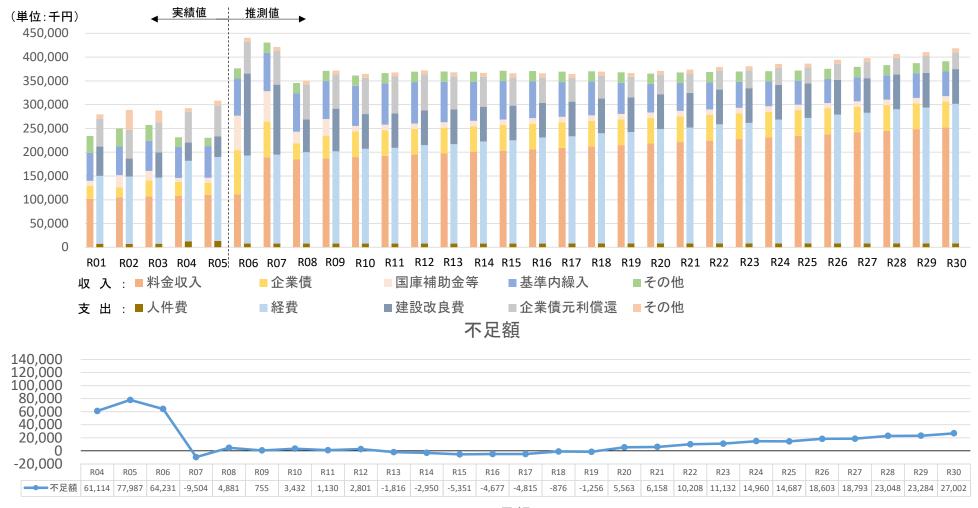


2,750円値上げした場合の財政予測





3,190円値上げした場合の財政予測



料金改定の検討結果(案)

	1,210円値上	3,190円値上	2,750円値上	
金額設定の考え方	下水道事業維持 管理費と下水道 事業料金収入が 均衡する案	生活排水処理事 業の維持管理費 と料金収入が均 衡する案	浄化槽5人槽維持 管理費と料金収入 が均衡する案	
改定率	27.5%	72.5%	62.5%	
改訂後の月額使用料	5,610	7,590	7,150	
生活排水処理事業(全体)(R7推測値 年間)				
料金収入(単位:千円)	139,373	182,212	172,692	
維持管理費(単位:千円)				
差額	△44,085	△1,246	△10,766	
考察	浄化槽事業については維持管理費に対して料金収入が不足する。	改定率72.5%、1 か月の使用料が 7,590円と高額に なる。	現状の料金算定に 基づき算出した金額 であり、使用者の負 担を軽減した案であ る。	
検討結果	Δ	Δ	0	

前回の運営委員会での主な意見

- 1. 改定金額(案)の再検討
- 2. 段階的な値上げ(負担軽減措置)の検討
- 3. 改定(案)での財政予測が欲しい

改定金額(案)

下水道

浄化槽

現行料金	4,400円
改定金額	2,750円
改定後料金	7,150円
改定率	62.5%

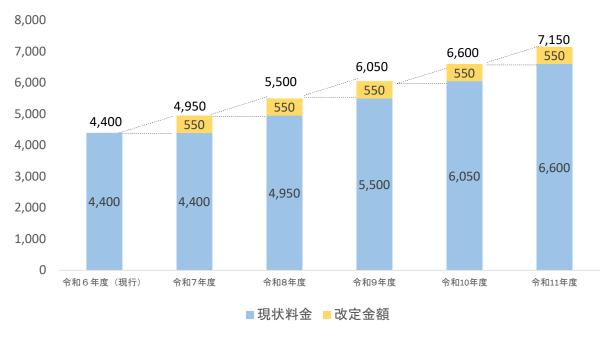
現行料金	4,400円
改定金額	2,750円
ブロア電気代返 還額分	▲990円
改定後料金	6,160円
改定率	62.5%

- ※ 5人を超える場合は、1人増すごとに550円増加します。
- ※ 浄化槽については、ブロア電気代返還額を差し引いた金額を料金とする。

料金改定負担軽減措置(案)

改定額が2,750円と高額になるため、急激な負担増とならないように 令和7年度から5か年で段階的に改定します。

5年負担軽減措置案



2,750円値上げした場合の財政予測(負担軽減措置(案))

